

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町66		平成 26 年 7 月 14 日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社アースカーゴ 代表取締役 西畑 義昭 電話 075 - 661 - 1000					
主たる業種	運輸業	細分類番号	4 4 1 1				
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	環境マネジメントシステムの推進により、燃料効率《対純売上比》5%向上を目指す。						
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステムの推進体制に準ずる。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,876.8 トン	2,818.5 トン	2,804.5 トン	2,790.1 トン	-2.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,975.2 トン	2,818.5 トン	2,804.5 トン	2,790.1 トン	-5.8 パーセント	
目標の根拠	省エネ運転の指導徹底。環境に配慮した車両の導入。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	営業車	事業活動に伴う排出の量 (軽油・CNG使用量)	2.63	2.63	2.63	2.63	0.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	営業車 (t-CO2/k1) 軽油・CNG使用量						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	44.0 パーセント	55.0 パーセント	55.0 パーセント	55.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	環境に配慮した車両の導入					
	(27)年度	倉庫の照明設備をLED照明にする。					
	(28)年度	省エネ運転の継続実施。適正な運行管理に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	車以外での通勤が困難な為、実施できない。					
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	省エネ運転の指導・教育を徹底し、模範となるような運転を心掛ける。						
特記事項	実数値で計測を行いたい為、超過削減量の差引は行わない。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。